

# お知らせ

## 協働のまちづくり

～市民協働推進計画ができました～

昨年7月7日の長浜まちづくり100人委員会の議論からスタートした「長浜市市民協働推進計画」が、策定できましたので、その概要をお知らせします。

### 《策定経過》 さまざまな意見をふまえて

- 100人委員会からの意見聴取（7月）
- 地域づくり協議会からの聞き取り（6～8月）
- 自治会アンケート（7～8月）  
※結果はホームページに掲載しています。
- 計画策定市民懇談会（8～11月）
- 計画策定委員会（1～4月）
- 職員アンケート（2～3月）
- NPO法人アンケート（2～3月）
- パブリックコメント（4～5月）



上：協働について意見交換する100人委員会の様子



左：計画策定委員会の今川委員長から提言（計画素案）をうける藤井市長

### 長浜市市民協働推進計画（概要）

本市における協働のまちづくりの促進に関する施策を総合的、計画的に推進するための計画です。

#### 第1章 計画の趣旨

- 計画の目的
- 計画の位置付け  
基本構想や市民自治基本条例に定める協働のまちづくりを進めるためのもの
- 計画の背景
- 協働で取り組むのに適した事業
- 計画期間（今年度から5年間）

#### 第2章 協働の理念

- 理念  
市民及び市又は市民相互がその役割分担に基づき、相互補完的に対等な立場で協力して行動していくこと
- 7つの担い手と役割  
市民、自治会、地域づくり協議会、市民活動団体、事業者、大学・教育機関、市
- 5つの原則  
目的・目標の共有／対等な関係の尊重／自主・自立性の尊重／相互理解の推進／情報の公開・共有

#### 第3章 現状と課題

- 経過
- 現状  
市と団体との連携不足／職員の意識不足／市民の意識不足／団体活動の基盤の弱さ／参加しやすい環境の未整備／推進体制の未整備／情報発信、情報共有不足
- 担い手別の現状と課題

#### 第4章 施策の展開

- 施策展開の5つの視点
- 基本目標（評価の高い協働事業、職員の参画数）
- 体制の整備
- 施策・事務事業の検証
- 協働事業の評価と改善
- 具体的な取組項目

市民協働推進課 (☎65-8722)

# お知らせ

## 7月は「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」です

滋賀県では7月を「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」と定め、青少年の非行・被害防止のため、いろいろな活動が実施されます。青少年センターは少年補導委員会の皆さんや関係機関と連携協力し、補導・啓発活動などを進めます。

「地域の力で子どもを守り、はぐくむ」をテーマとし、「インターネット上の非行・被害防止対策の推進」、「万引きを抑止する対策の推進」を重点施策として取り組みます。

☆被害者・加害者にならないように、携帯電話・インターネットを正しく使いましょう  
使う前に親子で話し合い、使い方のルールを決めることが大切です。

#### 家庭でのルール（例）

- ・利用時間帯を決める
- ・身に覚えのないメールは開けない
- ・住所、電話番号、名前などの個人情報は書き込まない
- ・出会い系サイトにはアクセスしない！見ない！書き込まない！会わない！
- ・他人を傷つけるような書き込みはしない
- ・フィルタリングの機能をつける

#### フィルタリングとは・・・

子どもに見せたくないアダルトサイトなど、有害情報が含まれるサイトを画面に表示しないように制限する便利な機能です。しかし、万能ではありません。親子で特徴や機能を正しく理解することが大切です。

#### ☆万引きは犯罪です！！

少年非行の多くは、万引きや自転車盗難といった、非行の入口といわれる初発型非行です。なかでも「万引き」は初発型非行の大部分を占め、検挙・補導される少年も低年齢化が進む等、極めて深刻な状況にあります。

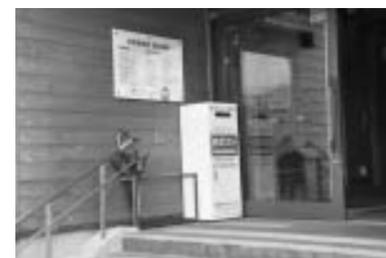
青少年の非行を入口で食い止め、健全に育てるために、「青少年が万引きをしない、青少年に万引きをさせない環境づくり」をしていくことが重要です。

- ・好奇心、遊び半分
- ・ゲーム感覚
- ・刺激、スリル感
- ・仲間がするから

- ・罪の意識が薄い
- ・止められない
- ・万引きを繰り返す

- ・一回でも犯罪
- ・大きなリスクを背負う
- ・周囲の悲劇

\* 「万引きは犯罪である」としつけ、子どもの持ち物に気を配ることが大切です。



▲虎姫駅の白ポスト

### 青少年によりよい環境をつくるため、白ポストを設置しています！

青少年にとって有害な成人用の本・雑誌・DVD等を家庭に持ち込まない運動と啓発の一環で、管内のJR駅（近江塩津駅を除く）に白ポスト（有害図書等回収箱）を設置しています。昨年度の回収状況は次のとおりです。

- 有害図書・・・152
- 有害ビデオ・・・22
- 有害DVD・・・88
- 雑誌チラシ等・・・311

長浜青少年センター (☎65-2010)、木之本青少年センター (☎82-4798)